

鳥取県告示第八百号

鳥取県魚市場条例(昭和二十五年四月鳥取県条例第九号)第四条第一項の規定に基づき、次のとおり魚市場の登録をしたので、同条例第十四条の規定により告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

倉吉市巖城三七五番地の一

倉吉魚市株式会社 松 原 陽 一

二 市場の名称 倉吉魚市場

三 市場の所在地 倉吉市巖城三七五番地の一
四 登録期間 昭和四十三年十一月二十五日から昭和四十八年十一月二十四日まで

鳥取県告示第八百一十号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	名	前	種類	生年月日	産地	血統	級別	飼養者住所氏名
昭四三鳥取県臨第一号	第五	船橋	肉用牛	昭四二・八・一〇	西伯郡岸本町	第六 吉花 みやびめ	三級	八頭郡智頭町 川本繁治
第二号	山	文	"	四二・二・一〇	八頭郡船岡町	第六 吉花 あべ	"	吉本郡家町 進
第三号	琴	花	"	四二・九・二八	東伯郡大栄町	第六 吉花 たみはなかね	"	東伯郡東伯町 晃
第四号	第 三	栄	"	四二・八・六	鳥取市矢矧	第五十三 栄竜 第一ふるた	"	川北朝啓之
第五号	中	川	"	四二・五・二二	倉吉市上福田	第六 吉花 かわはな	"	東郷町 飛村常蔵
第六号	第 四	桑光	"	四二・三・二五	岡山県阿哲郡	日 笠 三 第二はなみつ	"	東伯町 齊尾 晃
第七号	裕	星	"	四二・八・二	日野郡日南町	裕 豊 あおば	"	赤崎町 鳥取県種畜場
第八号	ミソノマスタールイク	ダビドソ	乳用牛	四二・一〇・一三	北海道静内郡	ハイセンフィールドマス カイラクミノ	"	"

第〇号	生田	肉用牛	四二・九・五	西伯郡会見町	第十二	栄光	第六	かぢ	西伯郡大山町
第一号	隆鵬	〃	四二・八・一	西伯町	伯	鵬	はる	の	船原
第二号	第六宮倉	〃	四二・六・四	伯仙町	第六	吉花	さつ	き	安部貞紀
第三号	若吉	〃	四二・六・一	西伯町	〃	〃	さ	き	加川岸本町
第四号	政光	〃	四二・四・六	岸本町	〃	〃	だ	い	宮倉克己
第五号	栄山	〃	四一・一・二	伯仙町	第十二	栄光	か	げ	加川岸本町
第六号	初光	〃	四二・七・二五	日野郡日南町	吉	光	は	る	安部貞紀
第七号	大光	〃	四二・六・一〇	江府町	裕	豊	た	か	日野郡溝口町
第八号	〃	〃	四〇・三・一〇	日南町	清	光	第	二	清水安五郎
第九号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二	級	湯上日野町
第十号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	益	田	日野郡安五郎
第十一号	〃	〃	〃	〃	〃	〃	益	田	日野郡安五郎

鳥取県告示第八百二号

昭和四十三年九月二十七日付けで会見町長から申請のあつた土地改良(朝金地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所 会見町役場 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三号

昭和四十三年九月二十八日付けで名和町長から申請のあつた土地改良(別所谷地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八條第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所 名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百四号

昭和四十三年七月二十九日付けで佐治村長から申請のあつた土地改良（津無地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所 佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五号

昭和四十三年七月二十九日付けで佐治村長から申請のあつた土地改良（津野地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所 佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六号

昭和四十三年十月十四日付けで江北土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（江北地区暗き排水）事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯郡北条町大字江北七九八ノ四

江北土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七号

昭和四十三年八月十四日付けで西伯郡岸本町丸山百十一番地小谷成美ほか十六人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八條第一項の規定に基づき審査した結果これを適当と認めためたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八号

昭和四十三年八月十四日付けで西伯郡岸本町真野五五九番地下村衛ほか十九人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八條第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

岸本町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九号

昭和四十三年九月二日付けで東伯郡泊村大字宇谷七百七十八番地山本展久ほか百一人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計

画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めためたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十二月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百十号

東伯郡赤碓町大字竹内三一五番地村上和則ほか十六人の者から設立認可申請のあつた以西土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年十一月二十七日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百一十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十三年十二月三日から二週間鳥取県土木部道路課及び建設省中国地方建設局倉吉工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	百八十一号	日野郡日野町板井原字峠根山 七三二の一五から 八三七まで 字木地屋	昭和四十三年十二月三日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

昭和四十三年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 日時 昭和四十三年十二月四日 午前十時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 明るく正しい選挙推進指導者研修会(後期分)の結果について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十一号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年十二月三日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十三年十二月十二日 午前十時から

鳥取市東町一丁目二二〇、鳥取県警察本部内(県庁七階)

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市東品治町四五の一 二 西山 愛子

鳥取市東品治町二の四 田中 弥生

鳥取県岩美郡岩美町網代一〇八 西川 祐子

鳥取市川外大工町一の一の六 宮崎 二三衛